

● **国民年金学生納付特例制度**
 国民年金加入者が学生で、本人の前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。現在、学生納付特例に該当している人には、3月下旬に日本年金機構から申請書（はがき形式）が送られます。翌年度以降も同じ学校に在学中は申請してください。学生証や在学証明書は不要です。はがきが届かない場合や、新たに申請する人は、学生証や在学証明書を持って市役所1階保険課で手続きしてください。

● **国民年金の任意加入**
 国民年金の適用を除外されている人のうち、次に該当する人は、本人の希望で国民年金に任意加入することができます。口座振替の手続きが必要です。

● **60歳以上65歳未満の人**
 国民年金加入者が学生で、本人の前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。現在、学生納付特例に該当している人には、3月下旬に日本年金機構から申請書（はがき形式）が送られます。翌年度以降も同じ学校に在学中は申請してください。学生証や在学証明書は不要です。はがきが届かない場合や、新たに申請する人は、学生証や在学証明書を持って市役所1階保険課で手続きしてください。

● **国民健康保険加入**
 国民健康保険に加入する手続きには、次のものが必要です。

● **65歳以上70歳未満の人**
 年金を受給するために必要な25年以上の加入期間を60歳までに満たすことができなかつた人は、任意加入して不足期間を満たすことができます。

● **海外に居住している人**
 20歳以上65歳未満の人は、任意加入できます。

● **市県民税、所得税および復興特別所得税の申告**
 市県民税、所得税および復興特別所得税の申告は3月15日(火)までです。申告期限間近になると、会場は大変混み合います。申告書は早めに作成し、提出しましょう。

● **課税課 ☎9113**
 市県民税、所得税および復興特別所得税の申告は3月15日(火)までです。申告期限間近になると、会場は大変混み合います。申告書は早めに作成し、提出しましょう。

● **都市計画課 ☎9190**
 「宮島町伝統的建造物群保存地区」の都市計画の原案に関する説明会を開催します。

● **リトミック・体操無料体験**
 NPO 廿日市スポーツクラブ ☎4150・☎1125

● **リトミック**
 親子で、音楽を通して体でリズムを表現したり遊んだりします。

● **親子体操教室**
 親子で、楽しく体を動かすことで運動好きの子どもを育成します。

● **ふれあい体操教室**
 スポーツが苦手な子どもも楽しく体を動かせます。

● **都市計画課 ☎9190**
 「宮島町伝統的建造物群保存地区」の都市計画の原案に関する説明会を開催します。

● **スポーツ**
 親子で、音楽を通して体でリズムを表現したり遊んだりします。

● **親子体操教室**
 親子で、楽しく体を動かすことで運動好きの子どもを育成します。

● **ふれあい体操教室**
 スポーツが苦手な子どもも楽しく体を動かせます。

内容	曜日	時間
ちびっこバレエ教室	土曜日	9:30~10:30 (園児) 10:30~11:30 (低学年) 11:30~12:30 (高学年)
ちびっこバドミントン教室	土曜日	13:30~15:00
キッズダンス教室	土曜日	15:00~16:00

● **大人の教室**

内容	曜日	時間
レディースバドミントン教室	月曜日	10:00~13:00
社交ダンス教室	月曜日	11:30~13:30
太極拳教室	月曜日	14:00~15:00
エアロシェイプ教室	火曜日	10:30~12:00
ダンスエクササイズ教室	水曜日	10:30~11:30
ピラティス教室	木曜日	10:30~11:30
ヨガ教室	月曜日	10:00~11:00
	木曜日	13:30~14:30
はたおり教室	第2・4金曜日	9:30~12:00
アロマテラピー教室	第2水曜日	10:30~12:00

● **子どもたちの教室**

● **大人の教室**

● **スポーツ・文化教室**
 妹背ウォーターフォールクラブ ☎0124

● **農業委員会事務局 ☎9214**
 募集地区
 ・上平良地区(13区画)
 ・原地区(12区画)
 ・佐方地区(2区画)
 ・地御前地区(3区画)

● **宮島コミュニティ農園入園者募集**
 募集地区 宮島町多々良潟(59区画)
 区画面積 1区画約15㎡

● **国民健康保険加入**
 国民健康保険に加入する手続きには、次のものが必要です。

● **小学校入学時の福祉医療**
 3月末で、乳幼児医療の受給対象外となる児童が、重度心身障害者医療を受給する場合、その児童はひとり親家庭等医療の受給者に切り替わります。手続きは不要です。3月中旬に新たにその児童を含めた受給者証を送付します。

● **ひとり親家庭等医療**
 3月末で、乳幼児医療の受給対象外となる児童の世帯が、ひとり親家庭等医療の受給世帯である場合、その児童はひとり親家庭等医療の受給者に切り替わります。手続きは不要です。3月中旬に新たにその児童を含めた受給者証を送付します。

● **補装具相談(判定)会**
 身体障害者手帳を持つ肢体不自由の人の、補装具に関する相談(判定)会を行います。

● **春の全国火災予防運動**
 全国統一防火標語「無防備な心に火災が かくれんば」
 3月1日(火)~7日(月)は春の全国火災予防運動期間です。空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えます。

● **消防本部予防課 ☎9232**
 住宅用火災警報器が未設置の住宅は早めに設置しましょう。

● **補装具相談(判定)会**
 身体障害者手帳を持つ肢体不自由の人の、補装具に関する相談(判定)会を行います。

● **春の全国火災予防運動**
 全国統一防火標語「無防備な心に火災が かくれんば」
 3月1日(火)~7日(月)は春の全国火災予防運動期間です。空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えます。

● **消防本部予防課 ☎9232**
 住宅用火災警報器が未設置の住宅は早めに設置しましょう。